

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.002

処 分 名	市立学校夜間照明施設の使用の許可の取消し等
処 分 の 概 要	教育委員会(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)は、一定の事由に該当するときは夜間照明施設の使用許可を取り消すこと等ができます。
根拠条例等・条項	春日部市立学校夜間照明施設条例（平成 17 年条例第 191 号）第 7 条 春日部市立体育施設条例(平成 17 年条例第 190 号)第 21 条
処 分 基 準	<p>教育委員会は、利用団体が以下のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができます。</p> <p>(1) 春日部市立学校夜間照明施設条例又はこれに基づく規則に違反した場合。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合。</p> <p>(3) その他管理上支障がある場合。</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者数が施設の収容能力を超過していたとき・消防法上危険なとき・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障があるとき 等
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市立学校夜間照明施設条例

(許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

■春日部市立体育施設条例

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

(使用の制限)

第3条

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。